

「チラシお断り」でも不法侵入ではない！

チラシ1枚の投函は受忍限度内

野村羊子（三鷹市議会議員）

野村羊子といっしょにつくる三鷹の会

■「犯罪者氏名開示要求」？

それは1通の内容証明から始まりました。三鷹市内在住のX氏から、私が代表である政治団体「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会（以後、いっしょの会宛、2018年11月29日付けの「犯罪者の氏名開示要求」とする文書です。

内容は「敷地内に不法に侵入しチラシを投函した者の住所及び氏名の開示を求めるもので、これは「侵入者の刑事告発並びに損害賠償請求するため」であり、回答がない場合は「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会を被告として損害賠償する」ともに、不法侵入者の氏名不詳のまま刑事告発を行う。」と記されていました。三鷹警察署宛告訴状、武蔵野簡易裁判所宛訴訟も同封されていました。

これはおろそかにできないと思いい、知り合いの弁護士に相談し、「住宅侵入罪に該当しません」という回答を作成、送付しました。

12月の再要求・再回答を経て、X氏は19年1月11日に武蔵野簡易裁判所に提訴。1月18日付けで武蔵野裁判所から「口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」がいっしょの会に届きました。少額訴訟の提訴、損害賠償金10万円の要求で提訴の手数料は10000円です。

■ポステイングは不法行為？

私は、2007年に市民運動の中から推されて市議会議員になりました。当時3期目。日常の活動も選挙運動も、ずっと市民活動を共にする仲間たちに支えられてきています。選挙前には、18万市民の三鷹市内全域に8万枚の『いっしょの

会ニュース』を2回配布してきました。50人前後のボラティアが動いてくださったのポステイングです。今回対象となったチラシは、その全戸配布のニュース115号です。

08年に立川テント村事件、09年には葛飾マンション事件で、ポステイングのための集合住宅立入りを「住居侵入」とする有罪判決が確定しました。報道では単に「住居侵入」だけを取り上げて報道されていました。そのため、12年には三鷹市内でも集合住宅のドアポストにビラを投函していたボラティアが、住民によって警察に突き出されるという事件も起こりました。不起訴にはなりましたが、ボラティアの中にはポステイング自体をためらう人も出てきました。

私は、エントランスの集合ポストへの配布は問題ないと考えていましたが、実際には配布するボラティア個人にお任せしてきました。管理人に確認し、場合によっては説得して配布している人。個別に「チラシお断り」としているポストは避ける人、見えにくい場所に集合ポストがあるとところはあきら

める人、様々でしたが、無理はしないようお願いしていました。

■真つ当な判決を求めて

X氏の集合住宅のエントランス出入り口のガラス戸には、市販の小さな「関係者以外立入禁止」のプラスチックボードが張り付けてあります。X氏のポストには「チラシお断り!」「チラシを入れた企業の製品等は絶対購入しません!」チラシを入れた政党・候補者には絶対投票しません! チラシ投



訴えられたニュース115号

入、即、不法侵入で刑事告発！&精神的被害に対する賠償請求！」「チラシ投入業者との裁判結果 謝罪及び解決金100000円受領で和解」と3種類の張り紙がしてあります。X氏は、これを撮した写真を証拠として裁判所に提出しました。

私には立川事件に関わっている友人知人も多く、有罪判決に怒りを感じていました。X氏のようなポストイングを罪悪視するような風潮が日々強くなっていることに對して、歯がゆさも感じていました。ですから、ちゃんと受けて立



とう。住居侵入ではない、ポストイングは犯罪ではないことを明らかにしたい。ポストイングへの萎縮ムードを変えたいと思いました。いっしょの会の仲間たちも同様に考えていたので、和解優先の少額提訴ではなく、きちんと判決を書いてもらうことにしました。

正式に弁護士を依頼し、通常訴訟移行手続きを申し立てました。2回の口頭弁論の後、19年7月17日に判決がでました。

■「エントランス立入は不法ではなく、投函も受忍限度内」

武蔵野簡易裁判所の一審判決は、「関係者立ち入り禁止」の表示があったとしても、チラシを配布する目的で集合住宅のエントランスホールに立ち入ることは不法行為にあらず、「チラシお断り」の意思表示がされていても、ポストにチラシを一枚投函することは慰謝料請求に当たらないと、原告の訴えを棄却する判決でした。いっしょの会の全面勝訴です。

X氏は、7月24日に東京地方裁判所に控訴。20年2月27日の控訴審判決は、改めて理由を書いている

控訴棄却。またもやいっしょの会の全面勝訴です。

X氏は、東京高等裁判所へ上告。9月22日、「原審の認定判断は正当」として上告棄却。さらに最高裁判所への特別上告も、21年1月22日「特別上告の事由に該当しない」として棄却されました。

■広く活用できる判決

担当した武内更一弁護士は以下のように解説しています。

「共同住宅のエントランスに立ち入り集合郵便受けにチラシ等を投函した行為について、「管理組合」や郵便受けの利用者が明示的に禁止・拒否していても、自治体議員の活動のニュースを投函する目的で、住居部分でなく扉が施錠されていないエントランスに入ることは建造物侵入罪にあらず、郵便受けに紙一枚程度を投函することは、相手に対する民事上の「不法行為」とならなく」と明確に判断しました。

本判決は「立川・葛飾の」最高裁の判例の事案とは建造物への立入の態様が異なる」とも述べています。

また、本判決は、違法性判断について「社会通念上一般に許容される受忍限度を超える侵害をもたらすものであるか否か」を基準にしていますので、自治体議員の活動に限らず、広く市民のポストイング行為にあてはまると言つことができます。

選挙運動は、インターネットの活用や、期間中のチラシ配布が可能となるなど、市民にアクセスする方法が増えてはいます。しかし、事前にニュースをポストイングすることが、多くの市民の皆さんへ直接活動内容などをお伝えする一番の方法である事には変わりありません。ポストイングのため立入が不法行為ではないという判決が確定したことは、当たり前の活動ができるということ、ほっとしえます。多くの皆さんにも知っていただき、活用していただけたらと思います。

【連絡先】

E-mail:issyonokai@nomura-yoko.net
http://www.nomura-yoko.net
http://twilog.org/hitujinomura
tel:0422-72-2425